

◎青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する
条例施行規則

平成十四年二月十五日 規則第二号

(趣旨)

第一条 この規則は、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例(平成十三年岩手県条例第七十六号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用カード販売等の開始の届出)

第二条 条例第三条第一項の規定による届出は、利用カード販売等開始届出書(様式第一号)により行わなければならない。

2 条例第三条第一項第四号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ・利用カード販売等を業として行おうとする者が個人である場合にあつては、本籍及び生年月日
- ・利用カード販売等を業として行おうとする者が法人である場合にあつては、代表者の住所、本籍及び生年月日並びに役員(代表者を除く。)の氏名、住所、本籍及び生年月日
- ・販売する利用カード又は識別番号等で利用することができる無店舗型電話異性紹介営業に係る広告又は宣伝を行う場合に当該営業を示すものとして使用する呼称
- ・利用カード販売等の形態
- ・利用カード販売所等の構造及び設備の概要
- ・利用カード販売所等の電話番号
- ・利用カード販売等の開始予定年月日
- ・利用カード販売所等における業務の実施を統括管理する者(利用カード販売業者である者を除く。以下「統括管理者」という。)を置く場合にあつては、その者の氏名、住所、本籍及び生年月日

- ・利用カード販売等を業として行おうとする者以外の者の所有に係る土地又は建物において利用カード販売等を業として行おうとする場合にあつては、当該土地又は建物の所有者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

(利用カード販売所等の廃止等の届出)

第三条 条例第三条第二項の規定による届出は、利用カード販売所等廃止届出書(様式第二号)又は利用カード販売等変更届出書(様式第三号)により行わなければならない。

(警察職員の身分を示す証明書)

第四条 条例第十条第三項に規定する警察職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第四号)とする。

2 警察官は、条例第十条第二項の規定に基づき立入調査又は質問をしようとする場合において、やむを得ない事情があるときは、前項の身分証明書に代えて、警察手帳規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第四号)に規定する警察手帳を関係者に提示すれば足りるものとする。

(提出書類の部数等)

第五条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する届出の部数は正副二通とする。

2 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する届出書は、当該届出書に係る利用カード販売所等の所在地を管轄する警察署長を経由しなければならない。

3 公安委員会に同時に二以上の利用カード販売所等に係る届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、これらの利用カード販売所等のいずれかの所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りるものとする。

4 前項の届出をする場合において、これらの届出書に添付することとしている書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの届出書のいずれか一通に添付するものとする。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則(平成八年岩手県公安委員会規則第七号)は、廃止する。